

秋田地方裁判所委員会第10回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成20年2月25日(月)午後1時15分から午後5時15分まで

2 場所

秋田地方裁判所1号法廷及び評議室

3 出席者

(委員, 敬称略, 五十音順)

金子直史, 川勝隆之, 作原大成, 佐野元彦, 杉山陽子, 高山万紀子, 三浦清

(説明者)

中鉢事務局長, 佐竹民事首席書記官, 青山刑事首席書記官, 今野事務局次長

(庶務)

佐々木総務課長, 武田庶務係長

4 議事

(1) 模擬評議

DVD「裁判員裁判～あなたも体験してみませんか～」を視聴の上, 各委員が, 裁判官, 裁判員役となり, 評議を行った。

(2) 意見交換(委員長, 委員)

評議の進め方について

実際の裁判員裁判では, 裁判員候補者に対して, 事前に, 事件の概要等を説明するような資料を送るのか。

事前に渡すことはない。裁判所に来ていただいたときに初めて説明することになる。その際に, 被告人と知り合いであるなどの事情があれば, 辞退していただくことになる。

評議は, 数回に分けて, 時間をかけて話し合いをしていくことになると思う。本日見たDVDのケースであれば, 2日くらいはかかると思われる。

かなり細かい部分もあるが, 検察官や弁護人が資料や時系列表などを見せて, 分かりやすく説明することになると思う。

今日は、メモを取りながら聞いていたので、あまり余裕を持ってやれなかったと思う。メモを取る時間を少なくし、状況や証言を見守る余裕が欲しいと思った。

検察官や弁護人の主張の際は、検察官や弁護人が裁判員の手元に予め用意した書面を配ることで対応できるが、公判廷で行われる証拠調べにおいては、その場で耳で聞いて理解していくしかない。

今回のDVDの証言は全体としてはゆっくりであったが、早いところもあった。9人の中でもすり合わせが必要ではないか。

検察官、弁護人が、この事実を証明するという場合には、そのポイントを書面で説明する。それ以外は書面はない。証拠調べ終了後の論告と弁論は、書面を併用しての説明となろう。

論告、弁論については、簡単な、項目で分かるものを準備する。

証人が、法廷でどのようなことを供述したか、その部分部分を、文字情報と映像・音声データとをリンクさせて確認できるような音声認識システムの準備が進められている。しかし、3日間の裁判の中で、評議の際に音声認識システムで逐一供述の内容を確認しながら行っていくことは、現実には難しいかもしれない。先日、当庁で行われた模擬裁判では、2日目に尋問が行われ、2日目から3日目にかけて時間をかけて評議を行ったが、それでも、評議をまとめて行くのには時間的にぎりぎりだった。何人もの証人の取調べが行われる場合には、日程的にも難しいところがあると思われる。最高裁は7割の事件は3日以内に裁判が終わるとしているが、その中のかなりの事件は、争いがなく、情状に関する立証のみの事件が多いと思われる。そうではなく争いのある事件であれば、なかなか難しい。

私としても、争う事件となると難しいと思う。ビデオだとさりげなく進んでいくが、現実の場では、インパクトのある質問部分は、補充質問が重要になると思う。

合間に評議を入れ、裁判員が補充質問をするかどうかを確認しながら進めていくということも考えられる。その点は試行錯誤しているところである。

評議での法令の説明は、書面でやった方が良いと思う。

例えば、どのようなものが正当防衛に当たるのかということについては、書面に整理して説明することができると思う。

裁判官と市民の間では、量刑の感覚にずれがあると感じる。

裁判員裁判では、一般的な感覚が問われると思うが、執行猶予でいいのかということもあった。しかし、社会の責任として考えていかなければならないと思うことで、執行猶予に納得した。

裁判員制度については、これからも継続的なテーマとしていきたい。本日お配りした資料等に、後日目を通していただき、裁判員制度の準備状況について、どう思うかなどを次回にお聞かせ願いたい。

裁判員裁判用法廷の雰囲気について

中に人がいるいないでかなり違うと思う。

以前、裁判所を見学したとき、法壇に座ったことがあった。そのときは、裁くのが嫌だと思った。法壇に座ることは、人の表情を見るという点では必要だと思うが、偉そうに見えて、嫌だと感じた。

法壇は、以前と比べるとかなり低くなっている。

被告人の座るいすを見たが、粗末ないすだと思った。無罪かもしれないのにこのいすに座るのかと思った。

被告人の中には、襲いかかって来る者もいる。長いいすに座るのは、両脇に、それを止められる人がいないといけないからである。また、被告人がいすを振り回したりすることに対処する意味もある。さらに、被害者の遺族がいるとき、良いいすに座ることは、どうかという点もある。裁判官の席が高いのは、回りに目が届かないといけないからである。そうしないと訴訟全体を見渡して指揮することができなくなってしまう。

弁護人と被告人が隣り合わせに座るべきかということと必ずしもそうではない。身柄を拘束されている場合と、保釈されている場合でも違う。また、弁護人を敵視する人もいる。弁護人によっては、被告人の隣に座ることにこだわらない。裁判官が高いところに座るのは、訴訟を指揮して行く関係からと

考える。

法廷で手錠はどうするのか。

法廷に入ってから手錠を取って裁判に臨むことになる。

裁判員裁判に参加し、裁判に関わることによって、自分の生き方を考えさせられると思う。今日もそのように感じた。

日本以外でも、例えば陪審制度も、そのようなところから導入されたと聞いている。

罪を犯すところなるということを目の当たりにする。衝撃を受けるとともに、現実を認識すると思う。

本日は、この辺で意見交換を終了したい。

(4) 次回委員会について

今後のテーマについては、当面、裁判員制度を継続的なテーマとしたい。それとともに、利用しやすい裁判所という観点からもテーマを設定したらいかかと思う。例えば、個別労働関係問題を簡易迅速に処理する労働審判制度、破産事件、再生事件、特定調停事件などの倒産関係事件、判決後の手続である執行手続、医療、建築などの専門訴訟事件、一般調停事件、少額訴訟事件、簡易裁判所における司法書士の訴訟代理制度など採り上げるべき問題は多いが、まずは、裁判所が、利用者に対し、どんな意識で、どのように各種手続を教示しているのか、裁判所内の取組はどうなっているのかなどを説明し、委員の皆さんから意見を伺うということではいかがだろうか。

利用しやすい裁判所という点で進めていただければ、弁護士会としても良いし、議論しやすい。

なお、いろいろとレクチャーを受けてからでない取り組みづらいと思う。

二本目の柱について、最初は幅広く採り上げ、その後、テーマをしぼって進めて行ったらいかか考える。

次回委員会は、事前に調整したとおり、5月29日(木)の午後に開催することとする。

なお，次々回委員会は，9月か10月としたい。